

川島桶川資源循環組合の設立に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、令和7年4月1日から、川島町及び桶川市のごみ広域処理施設の整備及び稼働後の管理運営並びにこれに附帯する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、川島桶川資源循環組合を設立することについて協議する。

令和6年9月30日

川島町長

飯島和夫



桶川市長

小野克典





小松子

別紙

川島桶川資源循環組合規約

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 議会（第5条—第8条）

第3章 執行機関（第9条—第13条）

第4章 経費（第14条）

附則

第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、川島桶川資源循環組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、川島町及び桶川市（以下「構成市町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

（1）構成市町のごみを広域で処理するための施設（以下「ごみ広域処理施設」という。）

の整備及び稼働後の管理運営に関すること。

（2）前号に附帯する事務に関すること。

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、川島町内に置く。

第2章 議会

（組合議員の定数及び選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、8人とし、その選出区分は次のとおりとする。

川島町 4人

桶川市 4人

2 組合議員は、構成市町の議会において、その議会の議員のうちからこれを選挙する。

（組合議員の任期及び失職）

第6条 組合議員の任期は、構成市町の議会の議員の任期による。

2 組合議員が構成市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

(組合議員の補欠選挙)

第7条 組合議員に欠員が生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合の議会において選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 執行機関

(管理者及び副管理者の設置及び選任の方法)

第9条 組合に、管理者及び副管理者各1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、構成市町の長の協議により、構成市町の長のうちからこれを定める。

(管理者及び副管理者の任期)

第10条 管理者及び副管理者の任期は、構成市町の長の職にある期間とする。

(管理者及び副管理者の職務権限)

第11条 管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

(職員)

第12条 組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。

2 前項の職員の定数は、組合の条例でこれを定める。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては当該組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

第4章 経費

(経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は、財産より生ずる収入、使用料、手数料その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表に定める負担割合をもって構成市町が負担する。

2 前項の規定により難い事由が発生したときは、組合の議会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 組合議員の選挙その他この規約を施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

別表（第14条関係）

発生期日	経費区分	負担割合
組合の設立の日からごみ広域 処理施設の供用開始の日の前 日まで	全ての経費	均等割 100分の20
		人口割 100分の80
ごみ広域処理施設の供用開始 の日以後	組合の運営に係る経費	均等割
	ごみ処理に係る経費	ごみ量割

備考

(1) 組合の運営に係る経費とは、次に掲げるものをいう。

ア 議会費（議会の運営に係る経費）

イ 総務費（一般管理費、監査委員費等）

(2) ごみ処理に係る経費とは、前号に掲げるもの以外のものをいう。

(3) 人口割の基礎となる人口は、当該会計年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数とする。

(4) ごみ量割の基礎となるごみの量は、当該会計年度の前々年度にごみ広域処理施設に搬入されたごみの量の実績とする。ただし、ごみ広域処理施設の供用開始の日の属する年度及び翌年度については、各会計年度の前々年度において構成市町が処理をしたごみ（ごみ広域処理施設において処理の対象となるごみに限る。）の処理実績による。

- (5) ごみ広域処理施設の供用開始の日以後の負担割合については、供用開始の日以後、10年ごとに見直しを検討するため、組合と構成市町で協議するものとする。
- (6) ごみ広域処理施設の供用開始の日以後に生じた大規模な改修等に係る経費の負担については、組合及び構成市町において協議の上、別に定める。
- (7) 別表による経費を起債により調達する場合には、起債時の経費区分及び負担割合をもって償還金をあん分する。